

特定建設作業に関する規制（騒音）

（１）特定建設作業

特定建設作業の種類	規 模 ・ 能 力
1 くい打機、くい抜機、くい打 くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機くい抜機又はくい打機をアースオーガー と併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該 作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15キ ロワット以上のものに限る。（さく岩機の動力として作用する作業を 除く。）
5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設け て行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの、 アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに 限る。（モルタル製造のためのコンクリートプラントを設ける作業は 除く。）
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上の ものに限る。
7 トラクターショベルを使用 する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上の ものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作 業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣 が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上の ものに限る。

（２）規制基準

規 制 基 準	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所 における 作業期間	日曜日、 休日にお ける作業
		第一号区域	第二号区 域	第一号区 域	第二号区 域		
	特定建設作業の敷地 境界線で85デシベ ルを超えないこと	午後7時 から翌日 午前7時	午後10時 から翌日 午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して 6日を超 えないこ と	禁 止

備 考

1. 区域の区分は、次の地域区分による。

第一号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で（ア）学校、（イ）
保育所、（ウ）病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、（エ）図書館、（カ）

特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域内

第二号区域：第一号区域以外の規制地域

第 1 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域及び工業専用地域（当該工業専用区域の境界線から当該工業専門地域内に 50 メートルの範囲内の区域に限る。）

2. 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
3. 規制基準については、災害、その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合は上記の基準は適用されない。